



●特別規則書の訂正・追加について

■第57条 車両の構造 4.バックミラー を下記の通り訂正及び追加する。

<訂正前>

4.バックミラー ※必備パーツ

左右後方を確実に視認できるバックミラー、もしくはリアカメラ等を装着することが義務付けされる。またバックミラーのサイズは高さ300mm×幅500mm以上とする。

↓

<訂正後>

4.バックミラー ※必備パーツ

左右後方を確実に視認できるバックミラー、もしくはリアカメラ等を装着することが義務付けされる。またバックミラーのサイズは高さ30mm×幅50mm以上とする。

また、リアカメラ等のバックモニターを搭載する場合は車両仕様書にて申告を行わなければならない、技術委員が必要に応じてイベント中、及びファイナルイベント終了後にカメラ、モニター等の動作確認を行う場合がある。

この動作確認の際に動作不良、故障等が認められた場合、ペナルティの対象となる場合がある。

以上